

# 中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察

三 保 忠 夫

本稿は、前稿に続いて、中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞について述べることとする。

本稿において検討する資料は、左記のものである。

## 二 墓葬出土簡牘

### A 戦国時代・秦代の簡牘

一 長沙五里牌四〇六号墓竹簡 湖南省 戦国中期以後

二 長沙仰天湖戦国墓竹簡 湖南省 戦国中期以後

三 睡虎地一一号秦墓竹簡 湖北省 始皇帝三〇年  
(紀元前二七年)

### B 漢代の簡牘

一 馬王堆一号漢墓竹簡 湖南省 前漢・初期

付、同三号漢墓木牘 (同 右)

二 雲夢漢墓木牘 (木方) 湖北省 前漢・初期

三 江陵鳳凰山八号漢墓竹簡 湖北省 前漢・初期

付、同九号漢墓竹簡 (同 右)

四 江陵鳳凰山一〇号漢墓木牘 湖北省 前漢・初期

五 江陵鳳凰山一六七号漢墓木簡 湖北省 前漢・初期

付、同一六九号漢墓竹簡 (同 右)

六 江陵鳳凰山一六八号漢墓竹簡 湖北省 前漢・初期

七 貴県羅泊湾一号漢墓簡牘 広西省 前漢・初期

八 連雲港侍其繇墓木牘 (木方) 江蘇省 前漢・中晩期

九 連雲港霍賀墓木牘 (木方) 江蘇省 前漢・晩期

十 連雲港網腫莊漢墓木牘 江蘇省 前漢末〜後漢初期

十一 揚州儀徵胥浦一〇一号漢墓簡牘 江蘇省 前漢・晩期

### C 三国時代・晋代の簡牘

一 南昌高栄墓簡牘 (木方) 湖北省 吳中期、嘉禾年間  
(二三二〜二三八年)

二 南昌吳庖墓簡牘 (木方) 江西省 西晋・初期

三 吐魯番阿斯塔那五三三号墓木簡 新疆维吾尔自治区 西晋・秦始九年  
(二七三年)

四 長沙晋周芳命妻潘氏墓石刻 湖南省 東晋・升平五年  
(三六一年)

五 武威旱灘坡一九号墓木牘 甘肅省 東晋・咸康四年三三九年  
(升平三年三六九年)

右に関連しては、(イ)、漢代の医書関係、(ロ)、吐魯番出土文書、なども言及する必要があるが、紙面の都合により、これらについては、ここ

で扱うことはできない。

墓葬出土簡牘

A 戦国時代・秦代の簡牘

一 長沙五里牌四〇六号墓竹簡

一九五一年、湖南省長沙市五里牌四〇六号墓から竹簡三八点が出土した。墓葬は、戦国中期以後のものと思われる。左記に報告がなされている。

○中国科学院考古研究所編著『長沙発掘報告』(中国田野考古報告集

考古学専刊 丁種第二号)、一九五七年八月、科学出版社。「壺

戦国墓葬」(一〜六九頁)、竹簡の図版(写真)と摹本も収める。

竹簡は、竹・漆・皮革・木による器物とともに出土した。竹簡は、断片的で、長くても一三・二センチ、短いものは二センチ程度である。幅は〇・七センチ前後である。文字は、楚の金文に見られるような楚独特のものである。竹冠、糸偏、金偏などの文字や「𦰩」(漆カ)字などが散見しているところから、竹簡は、随葬品の器物名と数とを記載した随葬品目録であろうと推定される。こうしたリスト類は、それが策(冊書)による場合でも木方(贈)による場合でも、ふつう、「遺策」「餼礼」「既夕礼」の「書贈於方、若九、若七、若五、書遺於策」による「贈方」と命名して区別すべきだという主張もある。一部を引用する(末尾の数字は

簡番号)。

金戈八(4)

幾一(5)

鼎八(19)

□杯十會(8)

也一禺(26)

革箴一有(3)

前三例は、数字の下は空白となっており、量詞は添えられていない。

第五例につき、解説は「匝一对」の意とし、『説文』の「匝、似羹魁、

柄中有道、可以注水酒、从匚也声。」を引いている。「匝」は、音イ、ま

たはタ、ダ、水や酒などを注ぐのに用いる水器。手洗いにも用いるとい

う。「禺」は、その双数を示す量詞である。劉世儒氏は、「双」「对」「兩」

「量」などの双数を表わす量詞と、「発」「懸」「架」「椽」などの特定数

を表わす量詞とを「定数集合法」として、「羣」「叢」「副」「具」「合」

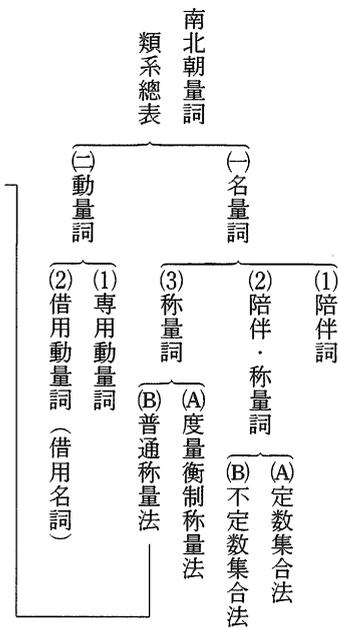
「沓」「襲」「称」「部」「家」「戸」「行」「列」その他の量詞による「不

定数集合法」に対置されている。しかし、ここに「禺」は洩れているよ

うである。

第四例の「會」、第六例の「有」については詳かでない。

参考までに、劉世儒氏による量詞分類を紹介しておく。



- (B<sub>1</sub>) 器物称量法 (借用名詞)
- (B<sub>2</sub>) 処置称量法 (借用動詞)
- (B<sub>3</sub>) 自然称量法 (借用動詞)

二 長沙仰天湖戦国墓竹簡

一九五三年、湖南省長沙市南郊の仰天湖で、戦国時代の中葉、あるいは、その晩期とみられる墓葬が発掘された。次に、その報告がある。

○「長沙仰天湖戦国墓発現大批竹簡及彩繪木俑、雕刻花板」、『文物参考資料』、一九五四年第三期。

○羅福頤「談長沙発現的戦国竹簡」、『文物参考資料』、一九五四年第九期。

○史樹青著『長沙仰天湖出土楚簡研究』、一九五五年六月、羣聯出版社(上海)。

○李学勤「談近年新発現的幾種戦国文字資料」、『文物参考資料』、一九五六年第一期。

○湖南省文物管理委员会「長沙仰天湖第25号木槨墓」、『考古学報』、一九五七年第二期。

この他、饒宗頤氏に『長沙出土戦国楚簡初釈』(一九五四年、京都、油印本)の著述がある由だが、未見である。

盗掘により、随葬品の大部分はなくなっているようだが、竹木器、銅器、陶器などとともに、竹簡四三点が出土している。右の内には、その図版(写真、あるいは、摹本(臨本))を掲出するものがある。図版の比較的鮮明であるのは、『考古学報』のそれであろう。

竹簡の完全なものは、長さ二二センチ、幅一・二センチ、厚さ一センチ弱で、簡には、二字から二二字が書かれている。やはり、糸偏や金偏の文字や数詞の「一」「五」などが多く、よって、この竹簡も随葬品目録、即ち、遺策であると推測される。一簡には一品目が記されているようである。次には、史樹青氏の釈文により、その数量表現をみてみよう。

イ 「数詞十名詞」の形式

市佑之一緹衣、縫純、紉縞之縷、句(句)(破)(2)

この「市佑」は、戦国時代の絲織物の花紋をいうとされる。第七字目以下は、随葬品の仕立てや材質の記載である。その他の用例として若干のものを引く(…は省略の意)。量詞の使用例はない。

一 羅衽、又蔓筭、鈔骨交□□于市(7)

一 □□柜玉見、一襟柜、又綵綉 六禁柜(8)

一 一毳錦縞、生絢細組、龍…之縁、促移縫之縷(10)

一 糾縷之簪、績縷大縷之純(11)

一 純綏簪、一組簪(13) 一 華□之縁縷縫純、又…(14)

一 一佑戟(23) 一 五銖金(26)

一 五芷纒(27) 一 一結衣(29)

一 一緹衣、緯…(33) 一 一鉞(34)

一 一鎬(38) □□六簪(41)

数字は数量をいうものらしいが、第二十六簡は、重量の単位、または貨幣単位であろう。

ロ 量詞を用いる場合

○ 一 鍊筭十二筭、皆又縫纒(3)

「鍊筭」は、鐵筭に同じで鐵製の供器であり、「十二筭」の「筭」

は「十二個」の意である。

○ 一齒厓齒、又□□齒、又芷彝(5)

「厓」は「疏」に同じで、梳篦(櫛の類)の意であるという。この墓からは、木梳一点(高九、幅六、厚約一センチ、背は半円形に作り、梳齒長四・七センチ)が出土しているが(考古学報、一九五七年第二期)、これがその物証であるとされる。「一齒疏齒」は、「鍔筭一十二筭」の句法に相同で、その「齒」は量詞であるとされる。

量詞のこうした形式は、古代漢語における最初のものである。

○ 隻馘四千八百十二馘、孚人萬三千八十一人……孚牛□百□□牛、羊

卅八羊(小孟鼎銘文) 「孚」は「俘」に同じ)

○ 田十田(不娶毀銘文)

史樹青氏は、右のような例を掲げられている。王力氏は、これは「原始的天然单位的表示方法」であって、殷墟卜辞にも、「羌百羌」「人十出六人」のような例があるとされる。<sup>4)</sup>

○ 紕布之 羅二壘(4)

考証に、「紕布是狭面的布、羅是紗羅的羅」、「壘是偶的別体、一壘就是兩件」とあり、右は「狭面的羅四匹」の意であるとされる。

○ 龍觴一壘(25) ○ 羽觴一壘(30)

「龍觴」は、龍文の酒器かとされ、「羽觴」は、いわゆる耳杯のこととされる。「一壘」は、右に同じく、二点の意。長沙五里牌四〇六号墓出土竹簡にも「也一禺」とあった。「一壘(偶)」「一禺」は、双数を表わす量詞とみうけられる。

こうした器物を双の形式、あるいは、対の形式で教える方法は、履・袴・練などを数える場合(量詞「兩」)にもみられる。また、「一斗壺一

双」「三斗壺一双」「宇(孟カ)三双」(江陵鳳凰山八号漢墓竹簡)、「緒卑匱一隻(夏)」「食卑匱一隻(夏)」(同一六七号漢墓木簡)のような例もある。

### 三 睡虎地一一号秦墓竹簡

一九七五年一二月、湖北省雲夢縣睡虎地において、戦国時代末年から秦代にかけての墓葬一二基が発見された。この内、第一一号墓は、始皇帝一三年(紀元前二二七年)の墓葬で、ここからは三百余点の随葬品とともに、竹簡一一五五点が出土した。整簡は、大体、長さ二三・一〜二七・八センチ、幅〇・五〜〇・八センチで、簡文の墨書は秦隸体である。竹簡の大部分は、戦国時代末から秦代にかけての法律関係文書であり、この墓主喜は、下級の法技術者であろうと推測されている。

主な報告書として次がある。

○ 季勳「雲夢睡虎地秦簡概述」、『文物』一九七六年第五期。

○ 孝感地区第二期亦工亦農文物考古訓練班「湖北雲夢睡虎地十一号秦墓發掘簡報」、『文物』一九七六年第六期。

○ 雲夢秦墓竹簡整理小組「雲夢秦簡積文(一)〜(三)」、『文物』一九七

六年第六期(〜第七、第八期)。

○ 湖北孝感地区第二期亦工亦農文物考古訓練班「湖北雲夢睡虎地十一

座秦墓發掘簡報」、『文物』一九七六年第九期。

図版・積文については、文物出版社から、睡虎地秦墓竹簡小組編『睡虎地秦墓竹簡図版』(一九七七年、朋友書店複製、印刷不鮮明)、同小組編『睡虎地秦墓竹簡』(一九七八年、積文・注釈・索引篇相当)、雲夢睡虎地秦墓編写組編『雲夢睡虎地秦墓』(一九八一年九月)、中華五千年文

物集刊編輯委員会から、吳哲夫總編輯『中華五千年文物集刊 簡牘篇二』（中華民國七十五年五月）、『同』三（同年六月）などが公刊されている。発掘報告以後、多くの論文が発表されている。ここでは言及を省き、左記に委ねることとする。

○湯浅邦弘「雲夢秦簡研究関係資料目録」、『中国研究集刊』天号、一九八四年六月、大阪大学文学部中国哲学研究室編輯。

○堀毅「雲夢秦簡研究関係資料目録」補訂、一九八六年七月、私家版。

前者は一九八三年末まで、後者は一九八六年七月までの目録である。

この秦墓竹簡における量詞については、次のような考察がある。

○曾仲珊『睡虎地秦墓竹簡』中的数詞和量詞、『求索』一九八一年第二期。

ここでは、「数詞」として、基数、序数、分数、概数、「量詞」として、個体量詞、集体量詞、度量詞、その他、についての検討がなされ、「個体量詞」としては、「人」「木」「所」「匹」「乘」「兩（輛）」「給」、「集体量詞」としては、「兩」「合」があげられている。「度量詞」とは、「里」「丈」「尺」「寸」「頃」「吹」「石」「斗」「升」「斤」「兩」など、度量衡に関するものをいい、その他とは、本来名詞であった「日」「月」「旬」「歲」などが「期三日」（名詞＋数詞＋量詞）のように用いられるものをいう。曾仲珊氏によれば、これらの数詞・量詞は、殷墟卜辞と比較してみると、総じて、豊富で精密になっており、他方、数詞と名詞の結びつき方などは簡化の趨勢にあるとされる。また、純粹の個体・集体量詞が発現しているが、中でも、社会・政治・経済・語音の発展に伴って度量詞が格段に発達していると述べられている。

中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察（三保）

さて、この秦墓竹簡は、内容上、八組十種の文書に分類されているが、これらにおいて得られる量詞の用例は、至って少い。殊に、その編年記、語書、為吏之道、日書甲乙種の五種の場合には皆無のようである。秦律十八種、効律以下の法律関係の五種の場合には、かろうじて左記のような用例が求められた。

イ 量詞を用いない場合

量詞の用例をあげる前に、まず、量詞を用いない例についてみておく。テキストは、『雲夢睡虎地秦墓』（一九八一年九月）による。用例末尾の数字は簡番号である。

……而有一臣若一妾有一馬若一牛而……(207)

盜一羊(399) 盜三羊(416) 盜一猪(420)

これは、数詞を直接に名詞に上接させるもので、上古漢語においては

最もふつうにみえる形式である。

牛大牝十(359) 羊牝十(359) 牡犬一(591)

牛一黑牝□麇(603) 具弩二矢廿(605)

これは、数詞が名詞の後にくる形式であるが、また、量詞は添え用いられていない。次の段階の前に位置するような形である。

□ 量詞を用いる場合（見出し語には便宜的に吳音読・他を付す）

(1) 合

○ 新錢百一十錢容(鎔二合)(599)

「鎔」は、錢をつくるいがた。

(2) 給

○ 徒絡組廿給(345)

○ 徒絡組各廿給(348 | 349)

○ 徒絡組五十給(346)

「絡組」は、うち紐、組み紐の類らしい。「給」はその単位。「廿給」は二〇条をいい、曾仲珊氏は、これを「廿根織帶」と説明される。

(3) 所<sup>シヨ</sup>

○ 其右角瘡一所 (615) ○ 両足下奇潰一所 (634)

○ 頭左角双瘡一所北二所 (636 | 637)

○ 直瘡者以双夫二所 (638) ○ 其腹有久故癩二所 (640)

○ 上有御手迹御手各六所外壞綦秦履迹四所 (658)

(4) 乘<sup>シヨウ</sup>

○ 射虎車二乘為曹 (353)

(5) 人<sup>ニン</sup>

○ 冗隸妾二人當工一人 (176)

「人」の量詞としての用例は、既に殷墟卜辞や西周金文にもみえてい  
る。ここでも用例は多いが、省略する。

(6) 匹<sup>ヒツ</sup>

○ 課馱驢卒歲六匹以下到一匹貲一盾 (355 | 356)

○ 有馬一匹自牧之 (528) ○ 及馬一匹騅牝…… (601)

(7) 封<sup>フウ</sup>

○ 恒書一封 (628)

(8) 木<sup>モク</sup>

○ 門桑十木 (589)

この量詞は、劉世儒氏の言及された量詞内の「根」「本」「株」に相  
当するものであろう。

(9) 兩<sup>リヤウ</sup>

○ 車牛一兩 (139) (140)

○ 一脂攻間大車一兩用膠一兩脂二鍾 (197)

○ □汚血男子西有繫綦秦履一兩 (639)

前二例は、車輛を「兩」で数えたもの(下の「一兩」「二鍾」は度量  
衡)、後一例は、はきものを「兩」で数えたものである。

以上が、この秦墓竹簡における量詞である。文書量の多い割には、そ  
の用例は多くない。これは、この竹書が法律そのもの、また、卜筮の書  
籍といった編述型の書籍であるためであろう。こうした編述書は、特定  
の相手に対して作成されたものではない。こうした性格の場合、量詞の  
使用はまれであり、あるいは、少ない。これに対し、特定の相手に対し  
て作成・発給された簿籍や計帳など、これらは日本における古文書に相  
当するが、ここには、量詞の使用は積極的に行われるようである。先の  
遺策類も、こちらの側に位置するものである。

## B 漢代の簡牘

### 一 馬王堆一号漢墓竹簡

#### 付、同三号漢墓木牘

一九七二年一月、湖南省長沙市馬王堆において、軼侯利蒼の夫人辛  
追の墓葬が発見された。その年代は、前漢(西漢)の初期、文帝五年(紀  
元前一七五年)から景帝中元五年(同一四五年)の間と推定されている。  
墓中より、高度な彩絵帛画、絲織品、漆器、陶器、楽器、木俑、竹簡、  
ならびに、夫人の湿屍体などが出土し、これらは考古学、歴史学、美術

史、工芸史、科学技術史等の多方面から注目を浴びることとなった。竹簡（遺策）によれば、当時の食文化（食品、調味品、調理方法など）の具体相も窺えよう。

一九七三年一月から翌年初、相接して二号墓、三号墓が発掘された。二号墓の被葬者は、利蒼その人（呂后二年紀元前一八六年歿）であり、三号墓のそれは、その息男の一人とされる。二号墓は盗掘に遇っているが、随葬品の漆器二〇〇点と、「利蒼」の玉印、「軟侯之印」「長沙丞相」銅印が発見されている。三号墓からは、帛書、帛画、簡牘を含む一千余点の随葬品が出土している。

馬王堆一号漢墓についての総合的な報告書、研究書として左記がある。

○ 湖南省博物館・中国科学院考古研究所編『長沙馬王堆一号漢墓』

上下の二集、一九七三年一〇月、文物出版社。以下は本書に依る。

○ 湖南省博物館編『馬王堆漢墓研究』、一九八一年八月第一版、湖南人民出版社。

前者は、昭和五一年四月、平凡社より日本語訳が出版されている。図版は、『中華五千年文物集刊 簡牘篇一』（中華民国七二年六月、吳哲夫、他編輯、同編輯委員会）、『書道資料集成』（第一期、漢簡、第二二卷）、その他にも掲載されている。

一号漢墓出土の竹簡は三一二点を数える。長さ二七・六センチ、幅〇・七センチ、厚さ約〇・一センチ、各簡に二〜二五字が記されている。

その文字は墨書隸体、部分的に小篆筆法を帯びる。内容は、遺策である。遺策の簡文の形式は、およそ、二様に分たれる。即ち、その一は、直接に器物の名称、大小、数量を記載するものである。

例 牛白羹一鼎（11） 漆画食般（盤）径一尺二寸廿枚（188）

中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察（三保）

他の一は、竹簡の頂端に横線一を引き、「右方……」の二字で書き始めるものである。これは、右のリストにおける小計を記したものらしい。

例 一 右方苦羹二鼎（29） 一 右方盐醬四資（107）

以下、馬王堆一号漢墓竹簡における量詞を検討しよう。

イ 量詞を用いる場合

竹簡三一二点は、随葬品の名称、質地、数量を記載した遺策である。

ここには、原則として量詞を用いるという情況は看取できない。だが、部分的には量詞を用いている。次のとおりである。

a 例として若干の用例を示す。b \*印の下に、その量詞が用

いられている簡番号を列挙する。c 同一簡に同じ量詞、また、

相異なる量詞がみえる場合は、それぞれ別個に列挙する。d 原

簡における「一」印は「三」印の翻字を用いることとする。e

度量衡に関するもの（丈・尺・寸、斗・石・升、斤）は省略する。

(1) 合<sup>ガフ</sup>

○ = 右方牛、犬、豕鹿、鶏炙筒四合、卑匱四（46）

○ = 右方濯牛胃、豚、鶏、筒二合、卑匱三（55）

○ = 右方卵、羊、兔昔<sup>昔</sup>筒三合（84）

○ = 右方食盛十四合<sup>合</sup>二合（132）

○ 漆画具杯拾二合（196）

○ 九子曾<sup>合</sup>一合（230）

\* 46、55、68、84、124、132、132、196、197、203、212、213、218、229、230、

231、232、284、285、（二九例）

「筒」は、竹篾を編んで作った箱形の、被<sup>かぶ</sup>せ蓋をもつ容器。竹行李。

墓葬からは、実際に四八合が出土しており、その大いさは、ふつうは長

さ四八〜五〇センチ、幅二八〜三〇センチ、高さ一五〜一六センチである。衣物、絲織品類、食品類、その他を収納して随葬したもので、それぞれに封泥匣と榻けつ(木の付け札)とが付されていた(一部損壊)。

「卑匣ひてい」は、漆器の盤や皿。「盛」は、食物を盛る漆塗りの盒や食盒。「檢けん」も同様か。ともに有蓋。「具杯」は、セットになった耳杯、「枅」はふたもの(盒)をいう(この簡一九六にいう漆器の実物の図版は、底本(長沙馬王堆一号漢墓)上集の八四頁、下集の一五五頁に収められている)。右は、器物に食品、その他を入れてこれを「一合」で数えるものだが、これと併行し、その器物をもって「一器」「一筩」「一鼎」のように数えることも行われている。

(2) 具グ

○ 疎比一具(236)

\* 236、(一例)

「疎比」は、梳と篋、即ち、櫛くしとすき櫛に相当する。出土した実物によれば、二者とも形体は同じだが(馬蹄形、長さ八・八センチ、幅五・九センチ)、前者は二〇齒、後者は四七齒で齒數に相違がある。「一具」とは、この一セットをいうものらしい。

(3) 雙サウ

○ 象疎比一雙(238)

\* 238、(一例)

九子奩(九つの子持ちの化粧箱)の中の馬蹄形の小奩(小箱)の中には、黄楊木(存疑)製と象牙製との、梳・篋各一点が収められていた。

この簡文は、その象牙製の一セットをいうものらしい。

(4) 枚マイ

○ = 右方漆画移十幸酒杯卅枚(187)

○ 漆画食般盤 徑徑 一尺二寸廿枚(188)

○ 漆画華罍罍 十枚其一盛牛肩郭罍 左九郭罍 足罍(201)

○ 欠比二枚(237)

\* 187、188、189、195、197、201、205、206、207、237、(二〇例)

「酒杯」は耳杯(楕円形の杯)、「盤」「盂」は大小の円形皿、また、鉢の類。簡二三七は、先の「疎比一具」「象疎比一雙」に一連のもので、「欠比」は櫛比、即ち、櫛をいう。底本の釈文には「此用異名。」とあるが、量詞の相異も、そうした意図によるものであろうか。

(5) 兩リヤウ

○ 素履一兩(259)

○ 沙綺緇一兩素掾緇 千金縮緇 劬飾(266)

\* 259、260、261、262、263、266、267、268、(九例)

簡二五九以下の六例は履履について、簡二六六以下の三例は「緇」「劬」、即ち、手套(手袋)についての用例である。『説文』に、「緇 履兩枚也」とある。量詞の「兩」は「緇」の意であるが、翻字は、しばらく「兩」(原簡「兩」としておく)。

以上が、一号漢墓出土の遺策にみられる量詞である。用例数は多くない。しかし、これに類似する、あるいは、その予備的な数量表現として左記の類がある。

口 器物称量法

(1) 器キ

○ 牛乘炙一器(40)

○ 稻食六器其二檢盤 四盛(130)

\* 40、41、42、51、56、57、58、59、61、63、64、65、67、85、87、

89、123、128、129、130、131、163、164、203、(二四例)

「器」は、漆器の卑匱(皿)の類をさす用語らしい。

(2) 貴<sup>クキ</sup>

○ 瓦器三貴錫埵其六鼎盛羹、鈔六盛米酒、温酒(221)

\* 221、(一例)

積文に、「貴」は「匱」、あるいは、「簣」の謂かとあり、『広雅』積器の「簣、……籠也」を引き、古くは土を運んだり物を入れたりするのに籠を用いた、今はその後者たとある。「錫埵」は錫箔をいう。

(3) 筭<sup>ソ</sup>

○ 魚肤一筭(30)

○ 木文犀角象齒一筭(292)

\* 30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、43、44、45、53、54、

62、66、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、

82、83、86、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、125、126、

127、133、134、135、136、158、159、160、161、292、293、295、296、(五八

例)

「筭」については先に触れた。それぞれに付された榻には、「衣筭」「繕筭」「牛豕筭」のような内容を標示する墨書がみられる。

なお、右は遺策(類)に「……一筭」とあるもので、こうした例はま

まみられるが(広西貴州羅泊港一号漢墓從器志、湖北江陵鳳凰山九号漢

墓竹簡)、時には、木榻そのものに「■觚筭一筭」(江蘇揚州平山養殖場

三号漢墓木榻、前漢中晚期)とみえる例がある。

(4) 資<sup>シ</sup>

○ 魚鮓一資(90)

\* 90、91、92、93、94、95、96、97、103、104、105、106、107、108、109、

110、111、139、154、155、156、(二二例)

「鮓」は「醢」をいうものらしい。醢は、魚や肉を乾して後、これを

細かく切り、梁麴と塩で漬け、美酒を加えて陶壺や瓶中で熟成させた食品。今日のしおから、肉醬に相当する。「資」は、陶製の器物、即ち、硬陶罐(罐)は、ほとぎ、こがめの類)で、醢醢食品、塩、醬、酒類を入れたようである。

(5) 鼎<sup>テイ</sup>

○ 牛首醢羹一鼎(1)

\* 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、

16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、221、

(三〇例)

「醢羹」は、大羹の意で、調味料や野菜を加えないスープ。大羹は、スープの内の基本的なもので、祭祀や待賓などに広く用いたとされる。

「鼎」は、熟食(よく煮た食物)を入れた漆塗木胎の容器で、耳、足、蓋が付いている。竹簡三一二点の内、首部におかれているのは、これら

大羹の九鼎、白羹の七鼎などの鼎に盛ったスープ類である。これは、古代における礼のきまり、鼎の使い方によるものである。

(6) 牒<sup>テフ</sup>

○ = 右方牛、犬、豕、羊、肩載(載)八牒華一、筭四合卑匱五(68)

○ = 右方種(種)五牒、布囊十四(153)

○ = 右方漆画木器八牒(219)

○ = 右方土金錢馬牛羊鳥甘牒(312)

\* 68、88、102、153、157、219、224、283、(八例)

「牒」は、竹簡をいう。随葬品を記載した竹簡を数えたもので、「右方……」のような小計を記した簡にこれが見える。

(7) 囊<sup>ナウ</sup>

○ 五種(種)十囊=盛一石五斗(152)

\* 152、(一例)

「五種」は、五穀をいう。漢の人のいう主要な説として、「黍・稷・麦・豆・麻」と「黍・稷・麦・菽・稻」との二様があるが、ここでは後者とされる。「囊」は、それを入れた袋。「=」は踊り字符号。

(8) 聒

○ 白魚五聒(49)

○ 梅(梅)十聒(138)

\* 47、48、49、50、138、140、(六例)

音義未詳。釈文に、「聒 当為器名。」(器物名に違いない)とある。平凡社の日本語訳の方では、これを、竹のすのこに挟んだもの(また、巻いたもの)と訳している。

(9) 坩

○ 馬鬣一坩(98)

\* 98、99、100、101、(四例)

音義未詳。釈文に、「坩 疑從土從廌省声、与傷瘍從廌省同例。廌從丹声、与詹為双声。(下略)」とある。「詹」は小罍(罍はもたい、瓮や甕の類)。「坩」とは、醃醬食品を保存する陶壺(つぼの類)や甕をいうものであろうか。

さて、右には、「器」「貴」「筥」以下による称量法をみてきた。これ

らは具体的な器物そのもの、即ち、名詞であって、厳密には量詞とは認めがたい。しかし、文法論上、未成熟の点があるとしても、その数詞を補助するという点では、これらは量詞に極めて近いものである。それゆえ、劉世儒氏は、これを「普通称量法」(称量詞)の内の一つ、「(1)器物称量法」として位置付けられ、「器」「籠」「甕」「盆」「盤」「壺」「箱」「筥」「筐」「囊」、その他を整理されている。

器物称量法の扱い方は、如何なる範囲を量詞とし、あるいは、助教詞とするかという(定義)にも関わってくる。だが、それがどのようなであっても、量詞の発達過程をみていく上で、これら器物称量法の存在は等閑視できないものである。

以上、馬王堆一号漢墓の遺策における量詞類をみてきた。ここでは、器物称量法(一五三例)の方が他方(四〇例)に数倍して多用されているが、こうした中において、量詞類を用いない、「名詞+数詞」だけの用例も多くみえている。

○ 牛肩一器筥一(61)

○ =右方駢華杆(孟)十、木般(盤)一、盛六(204)

\* 52、60、112、137、141、162、165、183、185、187、190、191、191、192、194、198、200、204、208、211、211、215、217、220、222、223、225、227、228、233、235、239、243、245、258、264、265、269、270、272、275、277、282、286、288、291、294、297、311、など、

このような情況から推測すれば、馬王堆一号漢墓遺策における量詞は、その発達史上、未だ、初期的段階にあるとみてよきはなからうか。中国は広く、方言も豊かであるから、量詞の発達・展開も単純一様ではないであろうが、少なくとも、右は、その初期的様相を呈しているものよ

うにみうけられる。

また、用いられている量詞は、「合」「具」「双」「枚」「両」の五種類であったが、この内、「具」は集体を表わし、「双」「両」は双体を集わし、「合」はそれが無蓋ではなくて有蓋であることを表わしている。つまり、これらにおいては、単なる数量表現だけでなく、対象物(名詞)の形体や機能、また、類別等についての説明・表現も、同時に行っていることになる。とすれば、そうした対象物にとって、これらの量詞は、むしろ、なくてはならないものということになる。量詞の発生、また、展開に関わる必然性は、あるいは、このあたりにひそんでいるのかもしれない。この点は、さらに慎重に検討していかねばならない。今は、この馬王堆一号漢墓遺策には、主としてそうした量詞が、若干ながら用いられていることを述べておきたい。

量詞の「枚」は、この後に格段の発展がみられるものである。右は、皿、鉢、櫛を対象とするものであるが、これらはそのはしりとみるべきであろうか。あるいは、その他の事情があるのであろうか。これも、さらに考えたい。

なお、馬王堆一号漢墓遺策には衣物名や動物名もみえているが、これらにも量詞が添えられていない。この点も、これが量詞発達史上、初期の様相を示すものかと推測されるところとなろう。

- 非衣一長丈二尺 (244)
- 綺綺緘衣一赤掾 (緘) (265)
- 土牛五十 (299)

衣装や動物(ここでは副葬用の土製の牛、羊、豚、犬など)を対象とする量詞「領」や「頭」は、漢代には比較的広く用いられているようである。

ある。

#### 付、馬王堆三号漢墓木牘

馬王堆三号漢墓からは、「老子」「戦国策」「易経」など二十数種二二万字にもものぼる帛書文献とともに、簡牘六一〇点が出土している。

○ 湖南省博物館・中国科学院考古研究所「長沙馬王堆二、三号漢墓発掘簡報」、『文物』一九七四年第七期。

○ 中国科学院考古研究所・湖南省博物館、写作小組「馬王堆二、三号漢墓発掘的主要收穫」、『考古』一九七五年第一期。

○ 前掲『馬王堆漢墓研究』、一九八一年。

主要な凶版は、『書道資料集成』(第一期 漢簡、第二二卷)、その他にも収められている。

簡牘六一〇点の内、竹簡四〇三点、木牘七点は遺策(贈方)であり、残りの竹簡一九〇点、木簡一〇点は医書である。竹簡は長さ二七・四〜二七・九センチ、木牘は長さ二八センチ位、幅二・五〜二・六センチ。遺策の木牘には、衣物や食品、楽舞等を記載したものもあるようだが、それらの全貌は、未だよく知り得ない。ここでは、右の報告書(文物)より木牘一点を引用する。

○ 右方車十乘、馬五十四、付馬二匹、騎九十八匹、罍(轡)車一両、牛車十両、牛十一、豎十一人、

これも、墓主に従う車騎や侍従の数の小結を記した木牘で、ここには、車の「乗」、牛車の「両」、馬の「匹」、人の「人」など、量詞はよく用いられている。但し、牛にはそれがない。

墓主に従う侍従や車騎などは、当時、具体的には俑や明器(葬式の用具)をもって行われるのがふつうであった。ところが、この墓中にはその具体的実物がなく、代りに、棺室の東西の壁の帛画にそれが描かれている。この三号墓は、帛書・帛画をよく用いているという点で、特に注目される。

## 二 雲夢漢墓木牘(木方)

一九七二年一二月、湖北省雲夢縣城南角の大墳頭から前漢時代初期とされる一基の木椁墓が発見され(大墳頭一号漢墓)、銅器・漆器などの遺物とともに木牘(木方)一点が出土した。長さ二四・六センチ、幅六一センチ、厚さ〇・三センチ。次に報告がなされている。

○湖北省博物館・孝感地区文教局漢墓発掘組・雲夢縣文化館「湖北雲夢西漢墓発掘簡報」、『文物』一九七三年第九期。同誌には、陳振裕氏による「出土木方初釈」も収められている。

○李均明・何双全編『散見簡牘合輯』、一九九〇年七月、文物出版社。木牘は遺策で、表裏にわたり、都合五四点の随葬品とその点数とが記入されている。秦隸に属する篆意の強い書風である。

表裏を通し、量詞は、「合」四例、「具」四例、「人」一例、「篋」一例がみえている。残り四四点には、量詞は添えられていない。

○ 漆画画盛二合

○ □ 檢(篋)一合

○ 器具一具

○ □ 一具

○ 漆木檢(篋)一合

○ 金劍(□)一合 (□は踊字)

○ 博一具

○ 豫疎一具

○ 男子七人

○ 李一篋(存疑)

残り四四点の中には、「金小孟一」「金□般一」「金鼎二」「漆画画五二」「漆画角傷二」「漆画瓦瓮一」「木筒二」「竹傷四」「木壺一」「女子禺人四」「大車軛車各一有蓋」「黒馬二」「白馬五」「黄馬一」「竹筒大二」「罽栝十」「緇栝廿」「罽栝十」のような器物や明器があるが、これらには、未だ量詞が添えられていない。量詞の使用が、「合」や「具」に留まるといった情況は、先の馬王堆一号漢墓の場合に同様である。

## 三 江陵鳳凰山八号漢墓竹簡

付、同九号漢墓竹簡

### イ 鳳凰山漢墓簡牘の概要

一九七三年九月から十一月、湖北省江陵県の紀南城内に位する鳳凰山で、前漢初期の墓葬九基が発見され(墓号一、二、六、一〇、一二、一三)、この内、八、九、一〇号墓から竹簡四〇〇余点が、また、九、一〇号墓から木牘九点が出土した。ここは、楚の故都紀南城のあったところである。次に報告がなされた。

○長江流域第二期文物考古工作人員訓練班「湖北江陵鳳凰山西漢墓発掘簡報」、『文物』一九七四年第六期。

既掲『中華五千年文物集刊 簡牘篇一』にはそのカラー図版がある。

(i) 八号墓の竹簡は一七六点で、この内、完整簡は一六五点、簡文の内容は随葬品を記した遺策である。長さ二二・四〜二三・八センチ、幅〇・五五〜〇・八センチ、厚さ〇・一センチ、墨書は隸体で、「■」右方耦人籍凡卅九「■」右方食品籍「■」右方瓦器籍」といった小結簡もみえ

ている。この一七六点については次の積文もある。

○金立「江陵鳳凰山八号漢墓竹簡試釈」、『文物』一九七六年第六期。

(ii) 九号墓の竹簡は八〇点で、やはり、遺策である。文字は模糊としていて読みにくいようである。また、木牘が三点出土している。ともに、長さ一六・五センチ、幅三・八〜四・九センチ、厚さ〇・二五〜〇・四〇センチ。内一点に、文帝の「戊申朔壬戌…謹上十六年…」(紀元前一六四年)の紀年がみえる。墨書は隸体であるが、様式化が著しく、八分技法の発生を知る上で貴重な資料とされる。

(iii) 一〇号墓の竹簡は一七〇点で、これらは収租、貸穀などに関する帳簿様の文書とされる。しかし、これが公文書としての遺物であるか、墓主の生前の日常的私用品であるかについては、意見が分かれるようである。竹簡のほとんどは、長さ二三センチ、幅〇・七センチ、厚さ〇・一五センチであるが、二点だけは、長さ三七・三センチ、幅二・九センチ、厚さ〇・二五センチと寛簡である。多くは草隸風、また、章草風の書体とされる。また、木牘も六点出土している。算賦出入簿のようなものが多いが、内一点は遺策である。長さ二三〜二三・五センチ、幅四・六〜五・八センチ、厚さ〇・三〜〇・四センチ。これら一〇号墓の簡牘については研究論文も多いが、考釈、他として次がある。

○裘錫圭「湖北江陵鳳凰山十号漢墓出土簡牘考釈」、『文物』、一九七四年第七期。

○陳振裕「從鳳凰山簡牘看文景時期的農民生産」、『農業考古』、一九八二年第一期。

ここでは、八号墓、および、九号墓の竹簡を取り上げ、一〇号墓の木牘については後述することとする。

中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察(三保)

□ 八号墓竹簡の量詞

竹簡一七六点の内、量詞がみえる簡は次の三二点である(金立氏積文による)。量詞は、それほど用いられていないということになる。

- |                      |  |  |  |  |
|----------------------|--|--|--|--|
| (1) 合 <sup>ガフ</sup>  | ○ 大奴 <sup>口</sup> 騎 竟檢 <sup>匱</sup> 一合(44)                           | ○ 大奴 <sup>口</sup> 從 <sup>口</sup> 蟄 <sup>口</sup> 循 月 <sup>肉</sup> 篋 <sup>匱</sup> 一合(50) | ○ 大盛 <sup>二</sup> 合(89)                  | ○ 小盛 <sup>二</sup> 合(90)                |
|                      | ○ 小卵 <sup>檢</sup> <sup>匱</sup> 一合(99)                                | ○ 黒中 <sup>脯</sup> 檢 <sup>匱</sup> 一合(100)   | ○ 大画 <sup>脯</sup> 檢 <sup>匱</sup> 一合(101) | ○ 小食 <sup>檢</sup> <sup>匱</sup> 一合(102) |
|                      | ○ 大食 <sup>檢</sup> <sup>匱</sup> 一合(103)                               |  |  |  |
| (2) 具 <sup>グ</sup>   | ○ 博、筭、棊、梘、博席一具、博棗一(165)  |  |  |  |
| (3) 雙 <sup>サウ</sup>  | ○ 一斗 <sup>壺</sup> 一雙(91)   | ○ 三斗 <sup>壺</sup> 一雙(92)   | ○ 大卑 <sup>匱</sup> 三雙(96)                 | ○ 小卑 <sup>匱</sup> 五雙(97)               |
|                      | ○ 芋 <sup>三</sup> 雙(98)   | ○ 革 <sup>一</sup> 雙(106)  | ○ 柯 <sup>二</sup> 雙(107)                  |  |
| (4) 椶 <sup>サウ</sup>  |  |  |  |  |
| (5) 乘 <sup>ジモツ</sup> | ○ 船 <sup>一</sup> 椶(78)   |  |  |  |
|                      | ○ 軺 <sup>車</sup> 一乘蓋 <sup>一</sup> 繡 <sup>坐</sup> 巾 <sup>一</sup> (36) |  |  |  |
|                      | ○ 牛 <sup>車</sup> 一乘載 <sup>口</sup> 口 <sup>口</sup> 三束(85)              |  |  |  |
| (6) 束 <sup>ソク</sup>  |  |  |  |  |
|                      | ○ 繡 <sup>繒</sup> 二束(142)   | ○ 完 <sup>素</sup> 一束(143)   |  |  |

○ 樂繒一束(144) ○ 樂錦繒一束(145)

○ 牛車一乘載□□三束(85)(重出)

(7) 匹<sup>ヒツ</sup>

○ 馬二匹 犬二(38) ○ 騎馬二匹 策一(42)

○ 牛一匹名黒(86)

(8) 枚<sup>マイ</sup>

○ 魚五枚(159)

(9) 両<sup>リヤウ</sup>

○ 新素鞮一両(30)

○ 騾履二両(32)

○ 素□□一両(33)

○ 鞮<sup>ヒツ</sup>は「袜」に同じ、足袋・靴下の類。「両」は「繡」に同じ。

○ 大奴美謁 脯一篋(46)

「篋」はかご、先には「月(肉)篋一合」とみえている。

○ 芥一傷(159)

○ 鬚醬一傷(161)

○ 甘酒一傷(163)

「傷」は觴杯の意であろう。別に「傷杯卅」ともみえる。

○ 熏篋一客(168)

「客」は竹器、竹熏篋、わんかご。別に「卵客一」のような「食品客一」という形が一例もみえている。

以上において留意されるところを列挙すれば、次のとおりである。

い、この資料では、量詞は、部分的にしか用いられていない。

ろ、用いられている量詞は、「双」「両」「合」「具」「束」に偏りがち

であり、また、器物称量法も行われている。こうした情況は、先の馬王堆一号漢墓、その他、早期の資料と同様である。

は、「乘」は、この前後の資料においても安定的に用いられている量詞であるが、「牛車」(関連して木車三点も出土している)をもこれで数えるのは異例である。

に、「匹」も、安定的に用いられている量詞であるが、「牛」(関連して、黒色木牛一点も出土している)をもこれで数えるのは異例である。

は、「双」につき、用例の「一斗壺一双」「三斗壺一双」「筭(算)三双」は、それぞれ、出土した実物の小漆壺二点、大漆壺二点、漆盂六点と対応する。とすれば、これらの壺や盂、また盤や大耳杯は、当時、二

点(二ヶ)を一単位(一組)として取り扱われていたのであろうか。別に、「五斗壺四」(118)ともみえるが、これは大陶壺四点の意味のようである。

へ、「艘」「枚」は一例ずつみえている。この資料においては貴重な用例であるが、「船」は、墓主の生前の生活に関連するものであろうか。

と、「繒(きぬ)」「束」を用いるのは、それらが衣装に仕立てる前の段階にあるためであろうか。

ち、「禪衣」「禪襦」「複襦」「袴」「襪」「衾」の衣類は二九例もみえているが、量詞は全く用いられていない。これらに量詞の「領」(禪衣など)、「両」(袴)が用いられるようになるのは、前漢の中期以降のことであろうか。居延簡牘、敦煌簡牘、連雲港侍其繇墓木牘などには、それらの用例が多くみえている。

り、量詞「両」は、「鞮」「履」を数える場合には、用いられている。これが前漢の初期における情況であるとすれば、この量詞が「袴」(ズ

ボン下、股引、脛衣)を数える場合にも用いられるようになるのは(用法の拡大)、その中期以降ということになるろう。「兩」は「絹」(一そろいのはきもの)の仮借である。「兩」は、当初、はきもの(履や袜)を数える量詞として出現したのであろう。

#### 付、江陵鳳凰山九号漢墓竹簡

簡文の報告されているのは一八点であるが、この内、数量表現に関わるのは一三点である。これらは、量詞、および、器物名を添える形式と、「小囊一盛豆」という形式との二様に分たれる。前者にいう量詞とは「合」二例であり、器物名とは「筭」二例、「客」四例である。

- 大肺検(匱)一合(790)
  - 肉一筭(792)
  - 魚一客(794)
  - 卵一客(796)
  - 小肺検(匱)一合(791)
  - 肺一筭(793)
  - 麩一客(795)
  - 筭一客(797)
- 後者は、器物名(容器)を先に記し、その数、その内容を下に記すものである(五例)。「盛」には、杯・杆に通して物を盛る器(わん・はち)の意味もあるが、ここでは動詞として用いられているようである。
- 赤綉小囊一盛豆(798)
  - 綉小囊一盛(801)
- 赤や白のぬいとりのある小袋一点ずつに豆を盛って供えたいらしい。

#### 四 江陵鳳凰山一〇号漢墓木牘

この一〇号墓は、次に引く木牘裏面の記文により、景帝四年(紀元前

中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察(三保)

一五三年)に死去した張偃のものとされる。出土した竹簡・木牘の内、ここでは、遺策(木牘)一点だけについて言及する。この表裏には、次のように記されている(裘錫圭氏による)。

(一段目)

(表) 竹司(筭)一

望筭一

□(衡カ)一

大奴一人

大婢二人

□□卑=一具

(二段目)

案一

布囊食一

縑囊米二

布帷一長丈四二福(幅)

瓦器凡十三物

(裏) 酒□二斗一(二字目は木偏)

四年后九月辛亥平里五夫(天志)偃(妻)偃□□

地下□偃衣物所以蔡(?)具(?)器物□令

食(?)以律令從事

(二段目)

尺卑=一具

会卑=一具

食檢(匱)一具

積一具

小予(蓋)一具

(四段目)

肺二束

豚一

柯一具

赤杯三具

黒杯五

(一正)

(一背)

裏面は、死者の埋葬年月、その身分・姓名を記して地下(冥土)の吏に宛てた通達文書であり、一種の通行証、パスポートでもある。表面は、その死者の携行する衣器物のリストである。

表面の釈文につき、黄盛璋氏「江陵鳳凰山漢墓簡牘及其在歴史地理研

究上の価値」(『文物』一九七四年第六期)には、次のようにある。

表面の一段目三行目は「匱(管箒)一」、同六行目は「□(大)食

卑(鹿)一具」、二段目一行目は「欠(次)卑(鹿)一具」、同二

行目は「食卑(鹿)一具」、三段目の二、三行目の「囊」について

は「囊(或 囊)、四段目一行目は「脯(手)孟」、同二行目は「豚

一□」、同三行目は「柜(槌)一具」、同四行目は「赤栝(杯)一

具」

量詞は、「具」「束」あるいは、「孟」「人」「幅」の計一二例がみえて  
いる。全体の半ばをこえるが、「筭」(出土遺物に竹筭一点)や「案」(同  
漆案一点)などにはそれがない。多いのは「具」八例であり、これらは  
それぞれ出土遺物の大漆盤一点、中漆盤二点、小漆盤二点、漆奩・漆盒、  
木牘六点、漆碗二点(以上二段目相当)、木椎三点、漆耳杯大・中・小  
の七点(同四段目三・四行目相当)に対応する。「具」は、二点から六  
・七点までの複数の器物の数をいうものらしい(不定数集合法)。

なお、右の遺策以外の文書においては、「石」「斗」「升」の単位、お  
よび、「戸」「錢」「人」などの他、次の量詞がみえている。

○ (上略)・筭三合=五十四直百六十四(115)

○ 九月十五日付司□□筭二合=五十四直百八象四絜=七直廿八・凡百

卅六(122)

「筭……合」は安定している(他例略)。「絜」を「素(束)」とみる  
説もある(黄盛璋氏)。

## 五 江陵鳳凰山一六七号漢墓木簡

付、同一六九号漢墓竹簡

一九七五年一〇月、十一月、紀南の故城から前漢初期の墓葬一基が発  
見され、左記にその報告がなされた。

○ 鳳凰山一六七号漢墓発掘整理小組「江陵鳳凰山一六七号漢墓発掘簡  
報」、『文物』一九七六年第一〇期。

墓葬年代は、前漢の文帝・景帝の紀元前一七九年から一四一年の間と  
され、随葬品、および、その遺策が出土した。遺策は、木簡七四点から  
成る。各簡の長さ二三センチ、幅一・〇〜一・五センチ。簡頭より七セ  
ンチのところまで麻紐によって連結され、冊書を成していたことがわかる。  
書体は草隸。次にその考釈がある。

○ 吉林大学歴史系考古專業赴紀南城開門辨学小分队「鳳凰山一六七号  
漢墓遺策考釈」、『文物』一九七六年第一〇期。

図版は、前掲『書道資料集成』第二二卷、釈文は、同『散見簡牘合輯』  
にも収められている(後者には重複があるようである)。

木簡七四点において、量詞は次のようにみえている。

(1) 合<sup>ガフ</sup>

○ 大盛一合(17)

○ 總筭合中總直二千万(57)

墓頭箱からは、大盒と盒各一点、小盒二点の随葬品が出土している。

(2) 歳<sup>サイ</sup>

○ 騶牡馬二匹齒六歳(2)

馬(但し、明器)の年数、または、年齢をいう。

- (3) 雙サウ
- 緒卑匱二隻 (35)
  - 食卑匱一隻 (36)
- 「隻」は、漢代によく行われた「雙(双)」の省文とされ、「一隻(雙)」は一對の意となる。「卑匱」は、漆器の皿や盤。右は、随葬品の皿各二点と対応するが、この器物は、別に「枚」で数えてもいる。
- (4) 乘シヨウ
- 輶一乘 (1)
  - 牛一車一乘 (11)
- 前者は、墓主の乗る御者付き二頭立ての馬車をいう。明器の木輶車が出土している。後者は、「ニ」は踊り字で、「牛、牛車一乘」と表記したに等しい。牛、木牛車各一点が出土している。「乘」字は、考釈に「兩」とするが、図版によれば、この字は第一簡の「輶一乘」の三字目に同じである。輶車、牛車とともに「乘」で数えた用例として注目される。
- (5) 人ニ
- 御者一人 (3)
  - 謁者二人 (5)
  - 侍女二人大婢 (6)
  - 責侍女子二人綉衣大婢 (7)
- この他、大奴・小奴などに「人」を添えた例が八簡、九例みえている。
- (6) 匹ヒツ
- 騮牡馬二匹齒六歲 (2)
- 「騮」は、赤馬黒髦尾で、墓中からは木馬二点が出ている。
- (7) 枚マイ
- 柯二枚 (18)
  - 醬梧卅枚 (19)
  - 孟四枚 (20)
  - 炙卑匱四枚 (21)
  - A二枚 (23) (Aの偏は「木」、旁は「是」、「挺」字か)
  - 小脯檢一枚 (24)
  - 大脯檢一枚 (25)

中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察 (三保)

- 三斗壺二枚 (26)
  - 尺卑匱六枚 (27)
  - 黑梧廿枚 (28)
  - 小杞一枚 (29)
  - 醬杞一枚 (30)
  - 傷梧卅枚 (31)
  - 大柀一枚 (32)
  - 一斗檢一枚 (33)
  - 二斗檢一枚 (34)
  - 盆孟一枚 (38)
  - 一石缶二枚 (39)
  - 漿嬰二枚 (40)
  - 竈一枚 (41)
  - 困一枚 (42)
  - 盞二枚 (43)
  - 酒罌二枚 (44)
  - 釜一枚 (45)
  - 甌一枚 (46)
  - 薄土一枚 (58)
  - 扇一枚 (64)
  - 柀箆筭一「枚」 (65)
  - 固魚一枚 (66)
  - 鞠客一枚 (67)
  - 茜客一枚 (68)
  - 梅客一枚 (69)
  - 李客一枚 (70)
  - 生梅客一枚 (71)
  - 卵客一枚 (72)
  - 采客一枚 (73)
  - 篋客一枚 (74)
- 大小の耳杯、同孟、盤、匱、大小の円蓋、壺、大小の卮、扁壺、瓮、大小の罐、灶、倉、大小の盆、釜、甌、また、竹扇、土块、竹篋筒、竹客などに広く「枚」が用いられている。「固魚一枚」も固魚を入れた竹客をいう(魚骨若干の入った竹客が出土している)。次は、数詞の下の字を欠き、考釈はここを「隻(雙)」と推測している。だが、随葬品の盤二点と照合すれば、これも「枚」ではないかと思われる。
- 贈卑匱二「隻」 (37)
- 右の他、簡59、63の五簡には、「稻糲米二石」(59)のような「石」がみえている。これは五穀類を計量する単位である。

器物称量法に関するものとしては、「器」による三例がみえている。

- 肉醬一器(47)
- 罇(醜酒一器)(48)
- 辨醬一器(50)

次の五例は、「…藁一、盛る…」と解すべき用例であろうか。

- 赤綉藁一盛□(51)
- 青奇(藁)藁一盛料(秣秣)(52)
- 青奇(藁)藁一盛芬(53)
- 綉藁一盛八千金(54)
- 素綉藁一盛万九千金(56)

この他、量詞のみられない簡は次のものである。

- 五穀藁一綉(55)
- 縉筒合中縉直二千万(57)
- 紙蓋一(4)
- 牛=車一両(11)
- 藍(鹽)器一(49)

「綉」は「縹」に同じ。先に続くものである。次例は、「筒」と「合」との間に句読点が位置するのである。第三例の「紙」とは、紫色の絹の車蓋をいう。次の、「牛、牛車一両」の「牛」にも量詞がないが、踊り字のせいであろうか。第五例は、この前後に「肉醬一器」のような例が位置している。ここは、上に「器」字があるために、同字が省かれたのであろうか。

以上からすると、この遺策においては、量詞を添えることが原則となっていたと認められる。量詞を用いない例は極めて少ないのである。また、量詞の内でも「枚」が頻用されていること、器物称量法の僅少であることなどは、これまでの資料にみえてきたところと多分に相違している。

「合」の用例は極端に少なく、「口」や「具」の例は皆無である。

随葬品の品目が大きく変わったわけではない。漆器、陶器、竹木器の類は、おおむね、「枚」をもって数えられており、これが、この時期にお

けるこの遺策の特徴である。

#### 付、江陵鳳凰山一六九号漢墓竹簡

この竹簡の内、一七点が、既掲『散見簡牘合輯』(一三二・一三三頁)に掲載されている。これは、兪偉超氏「古史分期問題的考古学觀察(一)」(『文物』、一九八一年第五期)、陳振裕氏「從鳳凰山簡牘看文景時期的農業生産」(『農業考古』、一九八二年第一期)等の論文に拠ったという。簡文は、やはり、随葬品リストである。

量詞は、次の五種類がみえている。

#### (1) 乗(シヨウ)

○ 牡牛一有車一乗件者一人(8)

牛車を「一乗」と数えたのであろうか。「件」字につき、兪偉超氏は「件(牛)」、陳振裕氏は「牛」と翻字されている。文脈不審。

#### (2) 雙(サウ)

○ 木壺一隻盛醪(44) 「隻」は「雙」の省文

#### (3) 人(ニン)

○ 小兒一人(9) ○ 謁者一人(11)

この量詞は、この他にも三例みえているが、「美童一」(6)のように、それを伴わない例もある。

#### (4) 匹(ヒツ)

○ 驪牡馬二匹(2)

#### (5) 枚(マイ)

○ □般二枚盛肉醬豆醬(45) ○ 大□二枚盛(47)

量詞のみえないのは、右の「牡牛一」「美童二」と、次の七例である。

- 服粗一 (5)
- 肉篋一 (41)
- 菜篋一 (43)
- 田車□一 (55)
- 困一 (38)
- 魚篋二 (42)
- 罌罍一盛沢又一盛□又一盛将<sup>(罍)</sup> (46)

「篋」「罌」などには添えられてよさそうだが、量詞はみえていない。

## 六 江陵鳳凰山一六八号漢墓竹牘

この墓葬は、一九七五年三月に発見された。出土した竹牘により、埋葬時は、前漢、文帝初元十三年（紀元前一六七年）五月一三日、墓主は、市陽里の五大夫嬰<sup>えいすい</sup>、<sup>(遂)</sup>と知られる。その湿屍（五五歳前後の男性）も発掘されている。報告書として左記がある。

○ 紀南城鳳凰山一六八号漢墓発掘整理組「湖北江陵鳳凰山一六八号漢墓発掘簡報」、『文物』一九七五年第九期。

また、舒之梅氏に「從江陵鳳凰山一六八号墓看漢初法家路綫」、『考古』一九七六年第一期）、黄盛璋氏に「关于江陵鳳凰山一六八号漢墓的幾箇問題」、『考古』一九七七年第一期）の言及がある。

随葬品として、天秤・分銅、文具（筆、墨、硯）、漆器、木器、竹器、陶器、絲麻織品、玉印（「遂」字）、簡牘（竹簡六六片、竹牘一点）、その他が出土した。

「簡報」によれば、竹簡は遺策であり、その大きさは長さ二四・二―二四・七センチ、幅〇・七―〇・九センチ、厚さ〇・一センチである。簡文の記載方法として、三様が認められるという。

中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察（三保）

① 器物の名称、大小、数量を記載したもの

八寸卑甌（漆盤）三隻（雙）  
大五斗枰（大扁壺）一

② 器物の名称、数量、位置を記載したもの  
杖一左棺中

③ 器物の分類小結を記載したもの（簡頂に一印を書く）  
凡車三乘、馬十四、人卅六、船一艘、  
右方器籍卅四牒

また、先の俞偉超氏の論文によれば、次のような竹簡もあるとされる。

- 大奴良等廿八人、大婢益等十八人 ○ 美女子四人、大婢
- 美人女子十人、大婢 ○ 国人、大奴 ○ 田又二人、大奴
- 牛車一両、堅一人、大奴 ○ 從馬男子四人、大奴
- 軺車一乘、盍一、馬二匹、御一人、大奴
- 案車一乘、馬四匹、有盍、御一人、大奴
- 田者男女各四人、大奴大婢各四人

陳振裕氏の論文によれば、さらに、次のような竹簡もあり、

- 大脯檢<sup>(匱)</sup> 一合 (13)
- 小鷄檢<sup>(匱)</sup> 一合 (15)
- 大筭一合 (60)
- 月<sup>(匱)</sup> 月<sup>(匱)</sup> 筭一合 (61)
- 答十二枚 (62)
- 脯六串 (63)

また、量詞を伴わないものもあるようである。

- 方平盤一 (19)
  - 小盛脯平盤二 (20)
  - 大食棗二 (49)
  - 大米棗七 (50)
- 右によれば、「合」<sup>ガフ</sup>「隻」<sup>サウ</sup>「雙」<sup>サウ</sup>「椶」<sup>サウ</sup>「乘」<sup>ジョウ</sup>「串」<sup>セン</sup>「牒」<sup>テフ</sup>「人」<sup>ニン</sup>「匹」<sup>ヒツ</sup>「枚」<sup>マイ</sup>など、量詞はよく用いられている。竹簡全体についての公表が俟た

れよう。

竹牘一点は、長さ二三・二センチ、幅四・一〜四・四センチ、幅の広い竹の表面を五面に削って作った、いわゆる旅券、パスポートである。

墓主の埋葬された年月、その姓名、籍貫、身分、携行物等を記載し、地下の官吏に宛てた書面の形式をとっている。文字は草隸体である。

○ 十三年五月庚辰、江陵丞敢告地下丞、市陽五

夫、嗟自言、與大奴良等廿八人、大婢益等十八人、輶車

二乘、牛車一兩、騶馬四匹、驪馬二匹、騎馬四匹、

可行、吏以從事、敢告主、

右の釈文は、大庭脩氏による。<sup>(6)</sup> 文面は、漢では伝、または、朶、唐、

および、日本では過所とよばれる身分証明書であり、文意は、江陵県の丞(江陵県次官)が地下の丞(冥土の次官)に通達する、本県市陽里の五大夫の嗟が自ら申告するには、大奴良等廿八人(中略)騎馬四匹とともに地下へ行くこととしているという、地下の吏は所定のごとく処置されたい、地下の主に通達する、となるとされる。こうした擬製文書は、先の一〇号墓にもみられた。

大奴良以下は、墓主の旅立ちに伴う随行者、および、車馬ということになるが、これはまた、随葬品リストをも兼ねている。墓葬からは、木桶六一点、木馬一〇点、木船・木車の模型なども出土している。

竹牘にみえる量詞は、「乗」「人」「匹」「両」である。「乗」「両」の使い分けのあること、対象物のすべてに量詞が添えられていることなどに注意しておきたい。

## 七 貴県羅泊湾一号漢墓簡牘

一九七六年六月下旬、広西省貴県羅泊湾から、前漢初期の高級武官のものと思われる墓葬が発見され(一号墓)、銅器・鉄器の金属器物、陶器、玉石器、竹木器、漆器、木牘・木簡、紡織品など、また、一三歳から二六歳までの奴婢七人の殉葬坑が出土した。左記にその報告がある。

○ 広西壮族自治区文物工作队「広西貴県羅泊湾一号墓発掘簡報」、「文物」一九七八年第九期。

○ 広西壮族自治区博物館編『広西貴県羅泊湾漢墓』、一九八八年八月、文物出版社。

木牘は五点出土したが、内二点は完整、他三点は残破、木簡十余点も残破して一部積読できるだけだという。これらの釈文は既掲『散見簡牘合輯』にも収められているが、これには誤脱もある。

〔木牘その一〕

木牘の一点は、首の一行に「・従器志」と書かれた長さ三八センチ、幅五・七センチ、厚さ〇・二〜〇・七センチの杉板で、表側は五段(それぞれ一〇、一一、九、一〇、八行を書く)、裏側は三段(一、二、四段目相当にそれぞれ八、四、八行を書く)に分けて、計六八行、三七二字、および、一九ケの符号が記入されている。書体は秦隸。いわゆる随葬品リストで、ここには日常用品七〇余点が記載され、これらは出土の器物とも一致する。

簡文六八行における量詞は、「卷」「笈」「領」各一例である。

○ 布十七卷一笈繒縁 p ○ 繳四楫(々)十笈

○ 衣袍五十領二笈(々)皆繒縁 p

「p」印は、器物点検用の符号とされる。

器物称量法の類としては、「筥」「囊」「積」「籃」「罌」による左記がある。

- 有州二小統一(タ)筥縹縁 ○ 冠十金簀一(タ)筥縹縁
- 丹杯百一筥縹縁 ○ 研筆刀二積一筥縹縁
- 博具一筥縹縁 p ○ 張帷一筥
- 中土食物五筥 ○ 越服矢一筥縹縁
- 坐網一囊 ○ 浴繳具一囊
- 柙三囊二縹一布縁 ○ 張帷柱及丁一囊
- 倉種及米厨物五十八囊 ○ 炭四籃
- 鮫三罌膏 ○ 厨酒十三罌

「筥」は、右を含め、計一四例みえていいる。

右に対し、量詞を用いない例は次のごとくである。

- 丹画盾各一縹囊 ○ 横戟三
- 角弩三 ○ 弓一
- 小大斤曲削柙二縹縁筥 ○ 笠一縹縁
- ・有実筥卅一

こうした形式のものは、およそ、五〇余例みえていいる。その他、数詞を伴わない「布囊」「金壺縹縁其籃」「倉器□」「金斗」との例がある。

以上のように、この「從器志」には量詞は極めて少ない。多いのは数詞を裸で用いる用例であり、これに半ばしているのが器物称量法である。

〔木牘その二〕

木牘のまたの一点は、長さ二五・二センチ、幅四・八センチで、表裏各四行にわたって次のようにある。随葬された農具のリストラらしい。

中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察（三保）

(表) □具一十二 (裏) 插卅八其(具カ)一□(部)

□□鈇一百二柙

鉏一百廿具

插五十三

鈇十五具

鉏一百一十六

□□□□具

量詞としては「具」だけがみえていいる。

右の他の木牘、また、木簡の断簡、封泥匣などにも数字はみえていいるが、量詞はみえないようである(「石」「尺」「寸」がみえる)。

#### 八 連雲港侍其繇墓木牘(木方)

一九七三年一二月、江蘇省連雲港市海州区南門大隊網腫(たん)荘の付近で、前漢中晩期の夫妻合葬墓(木椁双椁)一基が発見された。骨骸より、北椁は老いた男性、南椁は老いた女性と判断され、出土の銀印の印文から前者の名は「侍其繇」と判明した。墓中より、漆器、木器、銅器、木牘(木方)、その他が出土し、この間の事情については左記に報告されていいる。

○南波「江蘇連雲港市海州西漢侍其繇墓」、『考古』一九七五年第三期。

木牘の摹本を掲げる。

木牘(木方)は、北椁・南椁各一点が出土した。北椁のそれは二三・〇センチ、幅七・五センチ、厚さ〇・五センチで、保存良好。草隸体で、上中下三段(それぞれ九、九、七行の計二五行)に文字が記されている。内容は随葬品リスト(遺策)である。次に引用する。南椁の木牘は、文字が消えていいる。

紅野王綺復襪楡紅丸縁一領衣一 □皂丸復襪楡一領一

□野王綺復衣完□縁一領衣一 紗穀復衣一領一

□穀禪衣一領衣一 練禪襦三□表

□穀復襦一領白丸縁衣一 練禪襦一領白丸縁衣一

練禪襦一領白丸縁衣一 練禪襦一領白丸縁衣一

白丸復絳一衣一 白丸復□一

□綺復衣凍黃丸縁一領一 紗穀復襲一

白野王綺復衣一領一 雪丸吉衣出□絳禪上禪衣各一領一

凍黃冰復襦一領一 縹□衿一

(右、上段)

(右、中段)

縹復被一

綺綺被復一

□台復被一

雪丸復衣練回上禪各一

枝穀□衣縷上禪各一

紗羅復衣一

復皂冰復襦一

(右、下段)

「襦」は「襜」、「穀」は「穀」、「衣」は長袍のようなものか、「襦」は短衣、「丸」は「純」に同じで「完」の意か、また、鳳凰山八号漢墓竹簡に「完素一束」(143)とみえる類に同じであろうか。「復衣」は裏付き、「禪衣」は単衣をいう。

右は、衣服絲織品等二五点を各一行に記載したものであり、量詞としては、「領」の一例だけがみえている(延一一例)。その他、量詞を用いず、数詞だけのものが一四例みえる(「白丸復絳一衣」を含む)。

対象が限定されているせいか、量詞としては「領」しかみえていない。だが、それなりによく用いられている。但し、これを用いる用いないの区別については不明である。

各行の文言の末尾には「一」印が付されている。句末であることを示す符号(句読符号)であろうか。漢数字とこの符号とは、他の文字に比較すると、一段と太く書かれている。

#### 九 連雲港霍賀墓木牘(木方)

一九七三年三月、江蘇省連雲港市海州東門外、綱腫荘の小礁山北麓の俗に猴頂と称されるところで、前漢晩期の夫妻合葬墓(木椁双棺)一基が発見され、漆器、竹木器、金属器などが出土した。男棺の遺体の左指辺からは、その私章とみられる「霍賀之印」と刻んだ銅印(陰刻篆書)が発見され、これによって墓主の姓名は霍賀であることが判明した。地主階級クラスか地方官吏かと推測されている。次にその報告がある。

○南京博物院・連雲港市博物館「海州西漢霍賀清理簡報」、『考古』一九七四年第三期。

竹木器は一九点出土し、この中には木方、木硯盒、鳩杖、木梳(篋)などがあるとされる。木方は七点(七塊)出土しているが、この内の一点だけに隸書体の墨書があった。その長さは二二センチ、幅六・五センチで、出土時には既に二つに折れていた。他の六点には字迹がみえず、僅かに銹迹の斑痕があるという。

文字のある木方一点は、衣服絲織品の名称とその点数を記載した随葬品リストである。表裏の両面に記載されているが、不明瞭の部分がある。

図版によれば、表面（あるいは、裏面か）は、四段に分けて（それぞれ五、五、六、六行）計二二行が記載され、その書式は、「紅□衣一領」「白素□衣一領」「皂□衣一領」のようになっている。「領」の字のみえない行が四行あるが、これはもとあった字が消耗したものである。また、「一」字がなく、「白□衣領」のように書かれた行が二行あるが、これは「一」字を脱したものであろうか。

裏面は、やはり四段に分けて書かれているようだが、第一段目の五行、および、第二段目の右側二行がみえるだけで、あとはよくみえない。文字も判読できないが、数字の「一」字ははっきりしている。「一」字の上には衣偏の字が記されているから、これも衣服繊維品のリストであろう。但し、「領」字の使用、または、その墨書痕跡は全く確認できない。当初から書かれていなかったのかもしれない。

以上を整理すれば次のようになる。

この木牘は、衣服繊維品（随葬品）のリストである。先の侍其繇墓の木牘と同様のものであり、それを参照すれば、判読も可能であろう。その一面には、原則として量詞の「領」が用いられている。他の一面には、「領」は確認できない。当初の段階ですべて省略されたのかもしれない。

#### 十 連雲港網唾荘漢墓木牘

一九六二年七月、江蘇省連雲港市海州区東門外、網唾荘の焦山下において、大雨に洗われて一基の木椁墓が現われた。前漢末から後漢初期にかけての夫妻合葬墓で、次にその報告がなされた。

○南京博物院「江蘇連雲港市海州網唾荘漢木槨墓」、『考古』一九六三

中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察（三保）

#### 年第六期。

墓葬からは、漆器、銅器、木器、その他とともに木牘（男女棺各一点）が出土した。女棺のそれが図版として掲出されている。長さ二三センチ、幅六・七センチで、上から下へ五段に分けて（それぞれ七、七、八、八、四行）、随葬衣物の名称と点数とが記載されている。その文字の多くは、既に糝糊として明かでないときとされ、かろうじて「□□衣一領」のような字様がみられるという。図版では、「……領」「……衣」、その他がほんやりみえているだけで、衣物名の各個に量詞が用いられているのかどうか、また、「領」以外の量詞がみえているのかみえていないのかについてはわからない。しかし、右は、衣物に量詞の「領」を用いた例の一つとはなろう。

#### 十一 揚州儀徵胥浦一〇一号漢墓簡牘

近年来（出土年未発表）、江蘇省揚州市儀徵胥浦<sup>しよは</sup>において発掘された一〇〇基余の漢代古墓の内、一〇一号墓については左記に報告がある。

○揚州博物館「江蘇儀徵胥浦一〇一号西漢墓」、『文物』一九八七年第一期。

○陣平・王勤金「儀徵胥浦一〇一号西漢墓《先令券書》初考」、同誌。

この墓葬は、前漢晩期の夫妻合葬墓（木椁双棺）で、一九八四年、墓中から金属器、銅銭、陶器、漆木器、簡牘など一〇〇余点が出土した。簡牘の中には、「元始五年九月壬辰朔辛丑亥（？）高都里朱凌……」の紀年をもつ墓主の父、朱凌<sup>しゆりやう</sup>の先令券書（いわゆる遺言文書、次のA）、また、「元始五年十月□日」の紀年をもつ竹簡（何賀山銭、次のB）があ

り、よって、墓葬年は平帝の元始五年(紀元五年)であると知られる。簡牘は甲棺から出土している。ここからは、鉄刀、木剣なども出ているので、これが男性の方であろう。農業に従事する小地主、あるいは、小土地所有者といった社会階級の人物のようである。

簡牘の内訳は次のとおりである。

- A 竹簡の一種 長さ二二・三センチ前後、幅一・二〜一・九センチ、一六点(一冊)、全文二七二字。文末に「先令券書明白可以従事」とあり、墓主の父、朱凌のいわば遺言文書である。書体は草書。

- B 竹簡の一種 長さ三六・一センチ、幅〇・九センチ、三〇字余、

「□從何賀山錢三千六百……」ともみえる。

- C 木方 長さ二三・三センチ、幅七・五センチ、表裏両面に

贈贈(死者の家に練帛・錢等を贈ってその喪葬を助

けるもの。香奠。)の内容を記載する。書体は草書。

- D 木觚 長さ一七・三センチ、幅三・五センチ、上部に封泥

溝、下部に「賜錢五十」の墨書がある。書体は隸書。

- E 木牘 長さ二三・六センチ、幅三センチ、衣物券(遣策)、

書体は隸書。

右にみえる量詞は次のとおりである(B・Dにはみえない)。

- A 〇 男女六人 〇 稲田一処桑田二処分 〇 波(波)田一処分

- 〇 稲田二処桑田二処

田畠を数えるに「処」を用いている。

- C 〇 胎(?)十二杖(ま?)直錢万四千四百

- 〇 布六丈褐一匹履一兩凡直錢千一百卅

- 〇 縑二匹直錢千一百 〇 長綉(襦カ)一領直錢千三百

右は、物価をも示すものであるが、この内、少なくとも「兩」「領」は量詞であり、前者は履を、後者はぬいとりをした衣の類(あるいは、襦)をそれぞれ数えたものである。

E(この文書については、次に全文を引用する。墨書四行。)

- 〇 高都里朱君衣綺被一領禪衣二領禪裳一領素絹一領綠袷(?)一領綾袍一領紅袍二領復裳二領禪襦(?)二領青袍二領綠被一領綉襦一領紅襦一領小纒三領綿袍一領椅被一領緒絞一綉一兩

・凡衣禪縑廿五領

右には衣類一八種、合計二五点が記され、その末尾に「凡衣禪縑廿五領」との総括がある。「禪」は単衣、「縑」は裏付きの衣。これらにおいて、量詞の「領」は一七例みえている。これに対し、量詞の「兩」が、「緒絞一、綉一兩」の条にみえている。「絞」とは、緑色の衣、嫁者の衣といひ(玉篇)、黄色ともいうが(広韻)、ここでは、「絞」に通じて(集韻)、喪斂に死者を飾る帯の名(儀礼、士喪礼)のことであろうか。これだけには、なぜか、量詞が用いられていない。

「綉」字は、揚州博物館による釈文などには「綉」とある。「綉」は、ひつぎの縄、また、大索の意であるが、これを随葬品リストに掲出し、かつ、量詞に「兩」を用いるのは不審である。「綉」は、「綉」字と判読すべきではなからうか。「綉」は「綉」に同じくズボン状の下衣をいうようで、居延漢簡の「綉一兩」(19・40)、その他に類例がある。

胥浦一〇一号漢墓簡牘にみえる量詞は以上のとおりである。ここには「領」が多用されているが、これは、その対象物の多いところによるも

のであろうか。禪履の衣物類に「領」を用い、履や袴(袴)に「両」を用いるという量詞の使い分けは、居延漢簡や敦煌漢簡、その他においても認められるところである。

### C 三国時代・晋代の簡牘

#### 一 南昌高榮墓簡牘(木方)

一九七九年、江西省南昌市(陽明路中段南側)で、三国時代、呉の中期、嘉禾年間(二二二〜二二八年)頃の合葬墓(一夫二妻の三棺)が発掘され、次に報告された。

○江西省歴史博物館「江西南昌市東吳高榮墓的発掘」、『考古』一九八〇年第三期。

丙棺の墓主は、出土の木簡により、沛国(江蘇省徐州)の相、姓高名榮字万綬と判明し、墓中からは、陶器、青瓷器、漆器、金銀器、銅鉄器、竹木器、その他の随葬品が出土した。竹木器とは、竹尺、木梳、木圭、木簡(二二点、每片「弟子高榮再拜 問起居 沛国相字万綬」の墨筆隸書)、木方、木屐(げき)をいう。木方は、棺内の随葬品リストで(遺策)、乙・丙の棺内より各一点出土した。木方二点の形は相同で長さ二四・五センチ、幅九・五センチ、厚さ一センチである。乙棺のそれは文字が剥落していてみえないが、丙棺のそれは、表裏にわたって判読できよう。

この木方の表側には、五段に分つてそれぞれ九、一一、一一、一一、一〇行(品目)が記され、裏側には、三段目途中まで、それぞれ九、一一、五行が記され、次いで、三段目から五段目までの余白に「大凡百一

中国古代表墓出土簡牘資料における量詞の考察(三保)

十枚皆高榮許」と大書されている。書体は行書である。

異なり品目は都合七八点(総行数)であり、その延べ品目は二二八点である。右の「百一十枚」とは、従つて、次の(a)と(b)とを合算した数字のようである。

(a) 衣類の延べ品目数 八五点

(b) 「指函一枚：筆三枚：官紙百枚：」などの、衣類以外の異なり

品目数 二五点

衣類については、それぞれの品目が単数点であっても複数点であっても、これらは延べ品目として総計していく。しかし、衣類以外については、異なり品目毎に計上している。二者間には、対処方法に相異があり、これは、「故」字の冠し方とも密接に関係している。

木方(遺策)における量詞は次のとおりである。

1 随葬品のほとんどに「枚」という量詞を用いる。

(イ) 衣類、および、囊などに「枚」を用いた例、五一例。

(例) 故練椽一枚 故練緹裙一枚 故絹緹襟一枚

故練兩襜一枚 故練緹袴一枚 故練裳二枚

故麻疎単衣一枚 故麻布単袴一枚 香囊一枚

(ロ) 身辺用具などに「枚」を用いた例、二三例。

(例) 指函一枚 禮二枚 大刀一枚

翕一枚 書刀一枚 研一枚

筆三枚 書□一枚 □□一枚

〔象〕□刷一枚 帥一枚 □具一枚

官紙百枚 漆□一枚 漆碗一枚

枕一枚 □衣一枚 □中糸一枚

中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察（三保）

金叉一枚 金□子一枚 官中笙一枚

金称三枚 絹二□一枚

2 右の他、衣類が履かのいずれかに「兩」、履とみられるものに「量」、その他に「束」「囊」を用いた例が、各一例みえていいる。

故帛布□四兩 故帛纏不□二量 熏繒四束

金銀二囊

一例目の「四」字の上の字は糸偏らしい。未詳。二例目の「不」字は「木」字であろうか。出土した随葬品の中には木屐げき（げたの類）二双があり、その内の二双は保存尚好とある。この一品目（一行）は「…木□（履カ）一三カ量」と解釈できれば、都合はよい。

以上のすべてを総括し、最末尾には「大凡百一十枚皆高榮許」と記されているのである。衣類では、単衣や襦褌、裙や袴に「枚」を用いて「領」や「兩」を用いることはない。右最末尾の表現からしても、「枚」は、ほぼ、あらゆる衣物を対象として用いられている（但し、推測では、木履類には「量」が用いられている）。

また、(4)の衣類名の多くには、頭部に「故」字が冠せられている（四七例）。(5)には、これが全くない。この「故」字については別に機会を俟って検討したいが、これまでの遺策類にも類例がない。だが、次に取る上げる晋代の南昌呉応墓の木方、その他にこれが見えていいる。

ところで、先の『考古』の報告書（劉林氏執筆）には、簡潔ながら、

①、漢代の霍賀墓木牘（既述）、②、呉代（東呉）の本資料、③、晋代の江西南昌呉応墓簡牘（後述）を比較し、（衣類につき）、①では「紅□衣一領」、②では「故麻練単衣一枚」「故練縵袴一枚」、③では「故白練複袴一要」のようになっていて、「単位写法」は同じくないこと、即ち、

(i)、漢代は直接に称名して抬頭の「故」字を用いないが、呉（東呉）代と晋代はこれを用いること、(ii)、漢代は「領」、呉（東呉）代は「枚」、晋代は「要」を用いて相異すること、が指摘されている。

大局はそのとおりであろう。しかし、(ii)については誤りがある。つまり、③で「要」を用いるのは「裙」（下裳、もすそ）や「袴」の類であり、「衫」（はだぎ）「袍」（長いしたぎ）「単衣」の類には、やはり、「領」を用いている。衣類の二様それぞれに量詞を使い分けるのである。これは居延漢簡などでも同様であり、ここでは、「袴」と「履」「絲」の類に「兩」、「袍」の類に「領」を用いていた（既述）。従って、「袴」の類については、漢代「兩」↓晋代「要」という変遷が認められ、他方、「袍」の類については変りがないこととなる。

また、①の場合には衣類のすべてに「領」を用いているようだが、これは漢代にあつては、やや異例ではなからうか。②の本資料に「枚」が頻用されているのも、③からみれば簡便に過ぎよう。それぞれの事情については、さらに検討していかねばならない。

## 二 南昌呉応墓簡牘（木方）

一九七四年、江西省南昌市東湖区永外正街M1号晋墓（西晋初期）から簡牘六点が出土し、左記にその報告がなされた。

○江西省博物館「江西南昌墓」、『考古』一九七四年第六期。

簡牘六点の内、五点は、いずれも長さ二五・三センチ、幅三センチ、厚さ〇・六センチの刺調に相当するもので、内三点に「弟子呉応再拜問起居 南昌字子遠」、他一点に「豫章呉応再拜 問起居（文

字消失)」、残りの一点に「中郎豫章南昌都郷吉陽里吳応年七十三子遠

」との墨書がある。これにより、墓主は、かつて中郎將に任じられた予章郡南昌県の名呉応、字子遠(七三歳)であることが判明する。

簡牘の他の一点は、長さ二六・二センチ、幅一五・一センチ、厚さ一・二センチの木方で、内容は随葬品目録(遣築)である。行書体で、表側にだけ、三段にわたってそれぞれ一四、一九、一四行(品目)が記され最後に段抜きて「右卅七種」との総計が書かれている。

四七品目(行)の内、三段目九行目の「帑一百枚」を例外として、他のすべてには「故」字が冠せられている。この晋墓でも、随葬品は、墓主が生前に着用、愛用した衣類や生活用品などのものである。「故」字はそれゆえに添えられているのであろうか。「帑一百枚」は、新調品であったのかもしれない。なお、二段目の末に「小女僮媪故紺縛一領」「小女僮媪故五絲同心一枚」とある(「僮」は、いやしい、いなか、の意、「媪」は、みにくい、の意)。この二例だけは「故」字の位置が異なる。

各品目には必ず量詞が添えられている。量詞ごとに用例をまとめると次のようになる。

- (1) 要(六例)
- 故白練長裙二要
  - 故白練復兩当一要
  - 故白練袂兩当一要
  - 故白練復袴一要
  - 故白練復帶一要
  - 故白練袂帶一要
- (2) 堀(一例)
- 故面脂一堀
- 「堀」は、意味未詳。『觀智類聚名義抄』(法中)に「丘隅反烏候反」と

の反切だけがみえている(城里舎を対象とする「堀」は別らしい)。

(3) 丸(二例)

○ 故墨一丸

(4) 雙(一例)

○ 故白練手堀一雙

「堀」には、ひきかける、つまどる、さぐる、その他の意味があるが、「手堀」については未詳。手袋の類であろうか。

(5) 首(一例)

○ 故白練被一首

「被」はふすまの意か、「領」を添えた例もある(次項)。

(6) 種(一例)

○ 右卅七種

随葬品の品目を総計する場合、量詞「種」が用いられている。

(7) 紐(一例)

○ 故白絹帳一紐

「紐」の音はチウ、ニユ、慣用音チウとされる(大漢和辞典)。劉世儒氏は、印璽を対象として「鈕」(亦作「紐」)が用いられるとされるが、そればかりではないということであろうか。

(8) 頭(一例)

○ 故玉珮二頭

(9) 枚(二六例)

「珮」は「珮」「豚」に同じ。この後、量詞は「雙」が用いられる。

○ 故白練復羊一枚

○ 故白練帛一枚

○ 故犀象一枚

○ 故白絮巾一枚

- 故白布手巾一枚
- 故白練覆面巾一枚
- 故白布復巾一枚
- 故銅鏡一枚
- 故白絹粉囊一枚
- 故白布飭面巾一枚
- 故練細櫛二枚
- 故書箱一枚
- 故筆一枚
- 故刺五枚
- 故棺中筭一枚
- 故白練裏衫二領
- 故白練復衫一領
- 故黃麻復袍一領
- 小女僮媼故紺博一領
- 故黃布手巾一枚
- 故練枕一枚
- 故敵器一枚
- 故白練鏡衣一枚
- 小女僮媼故五絲同心一枚
- 故刷一枚
- 故絮粉芬一枚
- 故書硯一枚
- 帅一百枚
- 故流衣板一枚
- 故棺材一枚
- 故白練襦一領
- 故白練袂衫一領
- 故黃麻單衣一領

「衫」「襦」は、はだぎの類、「袍」は、長いしたぎ（あるいは、うわぎ）、「博」は、たもとの短いかたびら、ひとえ。

(1) 量 (二例)

- 故白布練一量
- 故絲履一量

右の内、一番よく用いられているのは「枚」であり、手巾、囊、鏡、筆硯、その他、日常生活用品の類に二六例が数えられる。衣類では、はだぎなど腕を通すものには「領」七例、袴や裙など下半身に装うものに

は「要」六例がみえている。はきものには「量」二例がみえる。「壺」「丸」「雙」「首」「種」「紐」「頭」は各一例である。「要」「領」「量」、および、「枚」「雙」「首」は区別して用いられており、漢代に比し、量詞の分業・分担の進んでいることが知られよう。

履・練	袴	対象	資料
		復袍・単衣	居延漢簡
両	両	領	本資料
量	要	領	

なお、武威旱灘坡一九号墓木牘（東晋、升平一三年、三六九年、後述）、また、吐魯番阿斯塔那の三〇五号墓衣物疏（前秦、建元二〇年、三八四年）や同二号墓

衣物疏（墓主翟万、北凉、縁禾六年、四三六年）などでは、褌、袴、帅などを「立」で数えている。別稿にて言及するが、これは、さらに新しい用法といつてよからうか。

### 三 吐魯番阿斯塔那五三号墓木簡

一九六六年から一九六九年にかけて新疆维吾尔自治区吐魯番阿斯塔那・哈拉和卓地区の古墓葬一〇五基が発掘調査され、次に報告された。

○ 新疆维吾尔自治区博物館「吐魯番阿斯塔那—哈拉和卓古墓群清理簡報」、『文物』一九七二年第一期。

その内の一二基は、既に盗掘されていたようである。他の九三基については、時期的に、およそ、三様に分たれるとされる。

第一期 晋、十六国から南北朝中期に至る（紀元三世紀—六世紀初）

—吐魯番に高昌郡の置かれていた時代から漢人の植民国家

高昌国の時代まで。

第二期 南北朝中期から初唐に至る（六世紀初〜七世紀）―高昌国の魏王朝の時代（四九九〜六四〇年）。

第三期 盛唐（七世紀〜八世紀）―貞観一四年（六四〇年）に唐によって高昌王国が滅され、西州の置かれてより、開元年間（七一三〜七四一年）の頃まで。

出土物についての詳細ははっきりしないが、この内、第一期のTAM五三号墓からは、長さ二四・五センチ、幅二・四センチの木簡一点が出土している。木簡の表裏には、行書体で次のように記されている（表側に一行、裏側に二行の墨書）。

（表）泰始九年二月九日大女翟姜女從男子栾奴

（裏）買棺一口賈練廿匹練即畢棺即過若有名棺者約当召栾奴共了旁

人馬男共知本約

これは、西晋の泰始九年（二七三年）二月九日付の棺購入契約書で、ここに「棺一口」とみえ、その価格は「練廿匹」とある。「棺（棺材）」は、この時分、「口」、あるいは、「枚」で数えていたようである。

なお、同期のTAM六二号墓からは、北涼の縁禾五年（四三六年）の随葬衣物疏が出土している。凶版（写真一葉）が鮮明でなく、十分に判読できないが、全五行の内、前三行には衣物各種が列挙され、それぞれに「〇〇一枚」と記されている（九例）。後二行には、「縁禾五年六月廿三日謹條衣裳物／在右、而无名者急如律令」とある。「如律令」とは、漢代以降の公文書における慣用表現の一であり、（この文書の到らば、速かに対処すべきこと）、律令の如くせよ（あるいは、規定どおりに処置せよ）、との意味であろう。これは、衣物類に「枚」だけを用いた例

中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察（三保）

である。この衣物疏については、別に言及することとする。

#### 四 長沙晋周芳命妻潘氏墓石刻

一九五四年五月（から八月）、湖南省長沙北門桂花園において古墓一五五基が発見され、その内の一基より、文字を刻んだ青白色の石板（長さ二三・五センチ、幅二・三センチ）が出土した。次に報告がある。

○李正光「長沙出土晋墓墓志」、『文物参考資料』一九五五年第一期。

○史樹青「晋周芳命妻潘氏衣物券考釈」、『考古通訊』一九五六年第二期。石刻ではあるが、その用途・内容の面においては簡牘類に同じである。

誌文の裏面末部により、墓葬は東晋穆帝の升平五年（三六一年）、墓主は長沙郡臨湘東郡吉陽里の周芳命妻潘氏、齢五八歳であると知られる。誌文は、随葬の衣服・器物のリストと質地券様の文言とから成る。表面は四段（一、四段目は各一行、二、三段目は各二行）、裏面も四段（一、二段目は各二行、三段目は一行、四段目は空白）に分けて、故人の服飾していた衣物等が記載されている。次がその全文である。

（一段目）

（表）故持綺方衣一要

故練梁衣一要

故絹梁衣一要

故練衫二領

故帛羅縮兩当一領

故織縮兩当一領

故絳複袴□要

（二段目）

故紫黃幣膝一要

故練襦一領

故黃織襦一領

故紫綾半裕一領

故紫紗（紗）織羅一領

故真璫一雙

故銀鏡一雙

中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察（三保）

故紫碧復帯一要

故臂珠一具

故紫碧袂帯一要

故銀鏡九雙

故絳碧袂帯一要

故銀釵二枚

故紫紗袂帯一要

故瑠鉞釵

（三段目）

□□絮巾二枚

故襍（雜）繒二辺

故絲纒二匹

故綺飛衣一雙

故練手巾四枚

故要糸一具錢七枚

故帛絹手巾二枚

故蔽具馥一具

故練練一量

故櫛父母一雙

故斑頭履一量

故銅鏡一枚衣具一

故白布大巾一枚

故刷一枚

故五穀囊五枚

故緇（緇）針纒囊一枚

故黃綺枕一枚

故黃針纒囊一枚

故被一領

故翦（翦）刀尺一具

故靈一枚

故糸布針五枚

故細笮一幡

故布纒一匹

（二段目）

（裏）故玉珮一雙

故幹釘五枚

故棺材一口

故布梁衣一要

（三段目）

（四段目）

（一行目空白）

（二行分空白）

故練帯一要

（裏面の三行目から八行目）

升平五年六月丙寅朔廿九日甲午、不祿。公国典衛

令荊州長沙郡臨湘縣都鄉吉陽里周芳命

妻潘氏、年五十八、以即日醉酒不祿、其隨

身衣物、皆潘生存所服、他人不得忘

認、贖債、東海童子書、一（さ）迄還海去、

如律令。

（この六行は四段々抜き、句読点私意による）

随葬品目は計五一点である。これらにはすべて「故」字が冠せられている（但し、内一点は石板欠損により存否不明）。原則的に量詞も添えられているが、表面二段目の「瑠鉞釵」（玳瑁釵）だけには数詞と量詞とが記されていない。所見の量詞は次のものである。

要	一一例	口	一例	具	四例
氏	二例	雙	六例	幡	一例
辺	一例	枚	一五例	量	二例
領	八例				

「要」は、幣膝（蔽膝）、袴、帶（裙）を数える。「口」は、棺材（一  
体分の棺）、「枚」は釵、鏡、刷（理髪用具）、釘、糸布針、また、  
絮巾、手巾、大巾、枕、囊など、「量」は、練、履、「領」は、衫・襦の  
はだぎ、被（寝衣か）、衲襦などを、それぞれ数える（「黄縷」は黄色縷  
紋薄縷）。「具」は、「要糸」（腰帶）、「蔽具馥」（盛香粉の奩具）などの  
集合体、「双」は、「真瑠」（真珠耳瑠）や「櫛」（梳・枇（篋）の双体の  
ものを数えるに用いる。「氏」につき、史樹青氏は、これも「数量詞」  
とされ、「纒」は綫（縷）のことで「布綫一匹、就是麻綫一朶」と解説さ  
れている。また、「細笮一幡」は精製の篋席（たかむしろ）で、「一幡」

は一領、あるいは、一卷の意とされる。劉世儒氏によれば、南北朝の頃、「幡」は盾(楯)を数える「専用の陪伴詞」であったとされる(一八八頁)。

「要」「量」「領」の用法は、先の呉応墓簡牘の場合と同様である。だが、「被」「狐」「笙」「棺材」その他、双方に同じ品目がみえていても、用いられる量詞に相違のあることもある。大同小異といったところであろうか。

## 五 武威旱灘坡一九号墓木牘

一九八五年、甘肅省武威市松樹郷上畦大隊旱灘坡において晋代古墓が発見され、その一九号墓から木牘五点が出土した。左記に報告がある。

○李均明・何双全編『散見簡牘合輯』、一九九〇年七月、文物出版社、二六頁。

この墓葬は夫妻合葬墓で、男棺内頭部左側より木牘四点、女棺内胸前より同一点が出土した。木牘の前者には、西晋の建興四三年(三四五年)、同四四年、同四八年、東晋の升平一三年(前凉太清七年、三六九年)の年紀、同後者には、東晋の咸康四年(三三八八年)の年紀がみえている。男棺は、前凉時代、三六九年のもの、女棺は、東晋時代、三三八年のものだと判明する。武威郡は、この頃、姑臧(こさう)に都を置く前凉王張氏の勢力拡大版図内にあった。

男棺出土の建興の簡牘は職位記であり、升平のそれは随葬衣物疏(長さ二七センチ、幅一一・五センチ)である。女棺出土の一点も随葬衣物疏(長さ二七センチ、幅七センチ)である。男棺の衣物疏は五段に分け

て、女棺のそれも裏面は五段に分けて記載されている。衣物疏二点を掲げる。

### (男棺) (一段目)

故白練尖一枚  
故巾幘一枚

故練面衣一枚

故練褌一領

故枚綿(マ)四斤

故平郡清竹板一枚

### (二段目)

故練兩當一領

故碧襦一領

故白練襦一領

故白練福帶一立

故練襪一量

故黃柏霸二枚

故蒲席一領

### (四段目)

故墨単衣一領

故白練衾袍一領

故黃絹审遮各一枚

故駙馬都尉青銀印一紐

故奮節將軍長史金印一紐

故黃金百斤

故青絲履一量

故白銀百斤

故筆一枚

### (五段目)

故黃白絹三百匹

故縹百匹

故黃柏器一口

故駙馬都尉板一枚

中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察（三保）

故建義奮節將軍長史板一枚

故雜黃卷書二弓

故帑三百張

升平十三年七月十二日涼故駙馬都尉建義奮節將軍長史武威姬

瑜隨身物疏令卅五種（この一行は段抜き）

（女棺）

（表）□咸康四年十一月十日假涼都督故□妻正□□有□□□□□□□□□□

具物疏

（一段目）

（裏）

故練綿袍一領

故結紫米袖一領

故碧襦一兩

故褐幘一立

故白襦衽一立

故黑袍□□百枚

（三段目）

故黃羅襦兩當一領

故褐紫英衫一領

故丹羅縹襦一領

故黃練練二兩

故鑰錢一枚

故練尖一枚

故銀戒指鐲二枚

（二段目）

故門巾一枚

故銀釧二具

故練縑一枚

故絹衾一領

故玉沫鏡斂一具

故鏡一枚

故長□一立

（四段目）

故紫績一枚

故絹被一領

故柏器一口

故□□一枚

故銀□一枚

故□□一具

（五段目）

故□百

故□□

故□□□二枚

故□□□

故□□□□

故□□□□□

衣物疏二点においては、品目のすべてに「故」字が冠せられ、量詞が添えられている。こうした「故」字は、現在のところ、三国時代の呉代から、西晋・東晋、そして、前秦・後秦、西涼・北涼、北齊の頃まで、即ち、三世紀中葉から六世紀までみられるようである。

男棺の升平一三年の衣物疏では、褌、襦、襦、襦、衫、袍などに「領」が用いられ、巾幘しやう（つきん、ひたいあて、かんむりした）や面衣その他に「枚」が用いられている。また、袜、履には「量」、帯や袴には、「立」が用いられている。帯や袴、袴に「要」を用いず、「立」を用いるところは新しい変化であろうか。整理すれば、「枚」一二例、「領」八例、「立」三例、「量」一紐、「弓」各二例、「口」一「種」各一例となる（この他、「斤」三例、「匹」二例）。

女棺の衣物疏は、右より三〇年ほど遡る。そのためということでもなからうが、袜に「兩」を用いている。しかし、襦（どうぎ、はだぎ）に「兩」、幘や襦衽に「立」が用いられている点はよくわからない。「衽」には、えり、たもと、そでの意味の他、はかま、裳の意味があるが、ここがそれに関わるかどうかかわからない。整理すれば、「枚」一二例、「領」七例、「具」一「立」各三例、「兩」二例、「口」一例となる。

本研究の目標は、日本語における「助数詞」(classifier, measure word)の研究であり、その基礎的研究となる「中国古代簡牘資料における量詞の考察」の一部である。調査・検討すべき資料が多く、量詞の用例、ならびに、その用法も複雑多岐にわたるので、総合的考察を行うに際しては、索引のようなものも用意すべきかもしれない。

「量詞」は、研究者によって、また、「類別詞」「陪伴詞」「单位名称」「形体詞」「範疇詞」などと称されることもある。それぞれの概念に入りがあるので整理していかねばならないが、より重要な問題は、そうした語群(非自立語)が、(一)、何故に発生し、展開するに至ったのか、かつ、(二)、音声言語、文字言語のいずれかを問わず、どのような位相、あるいは、ジャンルに、それらが発達し、活用されてきたのか、という点であろう。拙稿を重ねることにより、これらの点を究明していきたい。

墓葬出土簡牘としては、以上の他、(イ)、漢代の医書関係、(ロ)、吐魯番出土文書、などにも言及しなければならない。また、量詞の未発達であった時代(戦国時代以前など)の資料、あるいは、量詞を積極的に用いない漢代の資料などにも触れておく必要がある。紙数も既に超過しているので、これらについては別稿に譲ることとする。

中国古代の事情に疎く、そうした資料の対処方にも要領を闕くのではないかと懼れる。中国、ならびに、日本における諸先学の御指導を切にお願い申し上げたい。

注

中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察(三保)

(1) 拙稿「敦煌簡牘資料における量詞の考察」、『島大國文』第一九号、平成二年一月。

拙稿「居延簡牘資料における量詞の考察」、『島根大学教育学部紀要』(人文・社会科学編)、第二四卷第二号、平成二年二月。

拙稿「吐魯番出土文書」における量詞について、『島大國文』第二〇号、平成三年二月。

(2) 大庭脩著『木簡』、昭和五四年三月、学生社、一一二頁。

(3) 劉世儒著『魏晉南北朝量詞研究』、一九六五年六月、中華書局。

(4) 王力著『漢語史稿』、一九五八年八月、科学出版社、二二六頁。また、

同氏著『漢語語法史』(一九八九年四月、商務印書館、二六頁)にも同趣の記述がある。

(5) 日本でも「猷上蠣一籠□(係カ)昨日□□メ」×大村里大賢布奈老籠」「(上略)波自可里鮎大賢一古參年」(平城宮出土木簡)などとみえる「籠」、あるいは、今日の「くだもの一かご」「だんご一さら」「トマト一盛りいくら」などとみえる類もこれであろうか。

(6) 「朝日新聞」、昭和五二年五月二日、および、同年五月一七日の記事。また、注(2)文献、一一〇頁。

(7) 三段目末尾に「故棺村一枚」とある類は、こうした見方と矛盾する。「故」字のないのは、あるいは、脱記によるものか。存疑。

(8) 本誌『文物』、一九七二年第一期)には、TAM五三三号墓出土泰始九年の木簡の他、TAM六二二号墓出土縁禾五年随葬衣物疏、TAM一三八号墓出土唐代随葬衣物疏、TAM四八八号墓出土延昌三六年随葬衣物疏の図版も掲出されている(これらの釈文は『吐魯番出土文書』第一冊、第三冊に収められている)。